

学校給食用計画栽培支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校給食用計画栽培支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、学校給食用の農産物を計画的かつ安全に生産する営農集団を支援することにより、児童・生徒に安全な農産物を提供するとともに、本市の地産地消を推進することを目的として交付する。

（補助対象事業）

第3条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の学校給食用農産物の栽培に係る生産履歴の記帳事務及び計画栽培した農産物の出荷とする。

（補助対象者）

第4条 本補助金の交付対象となる者は、補助対象事業を行う営農集団とする。

（補助金の算定等）

第5条 本補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の申請は、計画栽培した農産物の出荷が終了した月の翌月末と当該出荷が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに計画栽培の成果がわかる書類を添付して行わなければならない。

2 本補助金においては、規則第11条の2第1項の規定により、規則第4条に規定する交付の申請及び規則第11条に規定する補助金等の請求に関する手続を併合して行うこととし、交付の申請及び補助金等の請求に係る申請書は、別記様式によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

（着手届を要しない場合）

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

（実績報告）

第8条 本補助金に係る事業は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業とし、実績報告の提出を要さない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 9月20日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象事業	補助金の額
生産履歴記帳事務	生産農家 1 戸当たり 3, 0 0 0 円
計画栽培農産物の出荷	計画栽培した農産物の出荷量 1 0 k g 当たり 1 5 円。 ただし、1 0 k g 未満の端数は 1 0 k g とす る。